

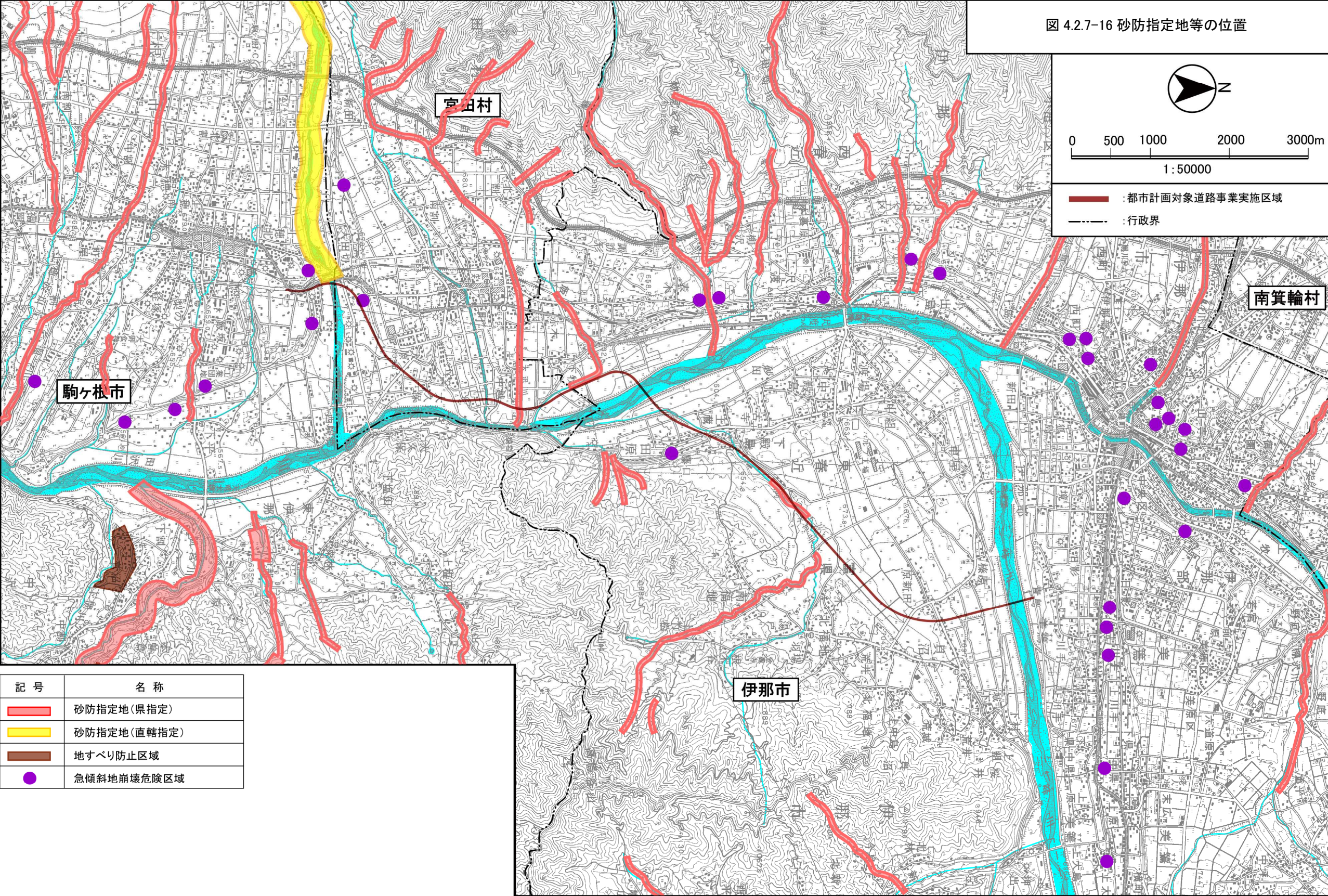
(3) 地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域

調査区域には、長野県、駒ヶ根市、宮田村及び伊那市の条例等で自然環境の保全を目的として指定された区域はない。

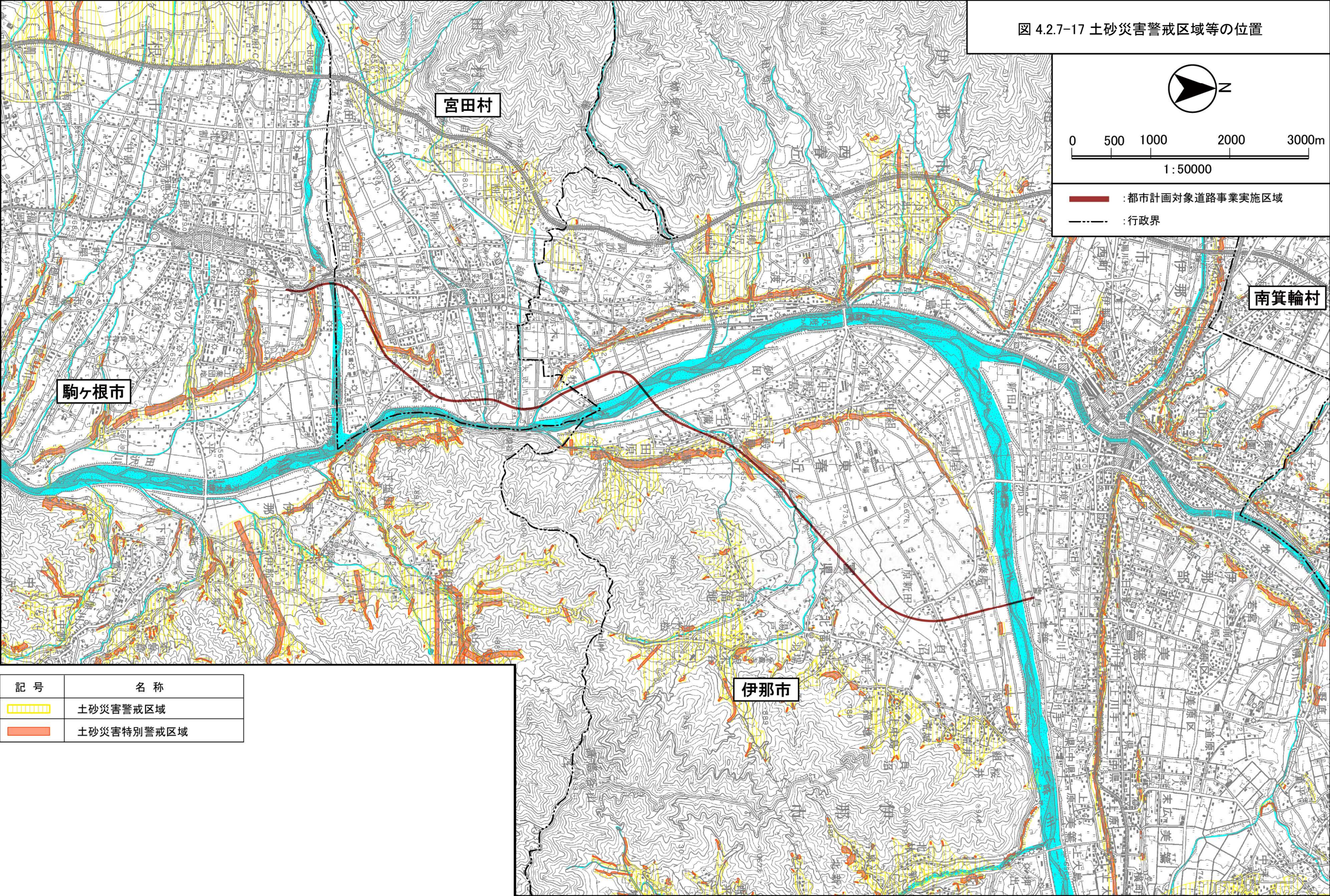
(4) 砂防法第二条、地すべり等防止法第三条第一項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定された土地及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

調査区域には、「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日 法律第 29 号）第二条の規定により指定された土地（以下、「砂防指定地」とする。）、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日 法律第 30 号）第三条第一項の地すべり防止区域、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日 法律第 57 号）第三条第一項に基づく急傾斜地崩壊危険区域がある。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年 5 月 8 日 法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域がある。砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の状況を図 4.2.7-16（P4-261）に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定状況を図 4.2.7-17（P4-262）に示す。



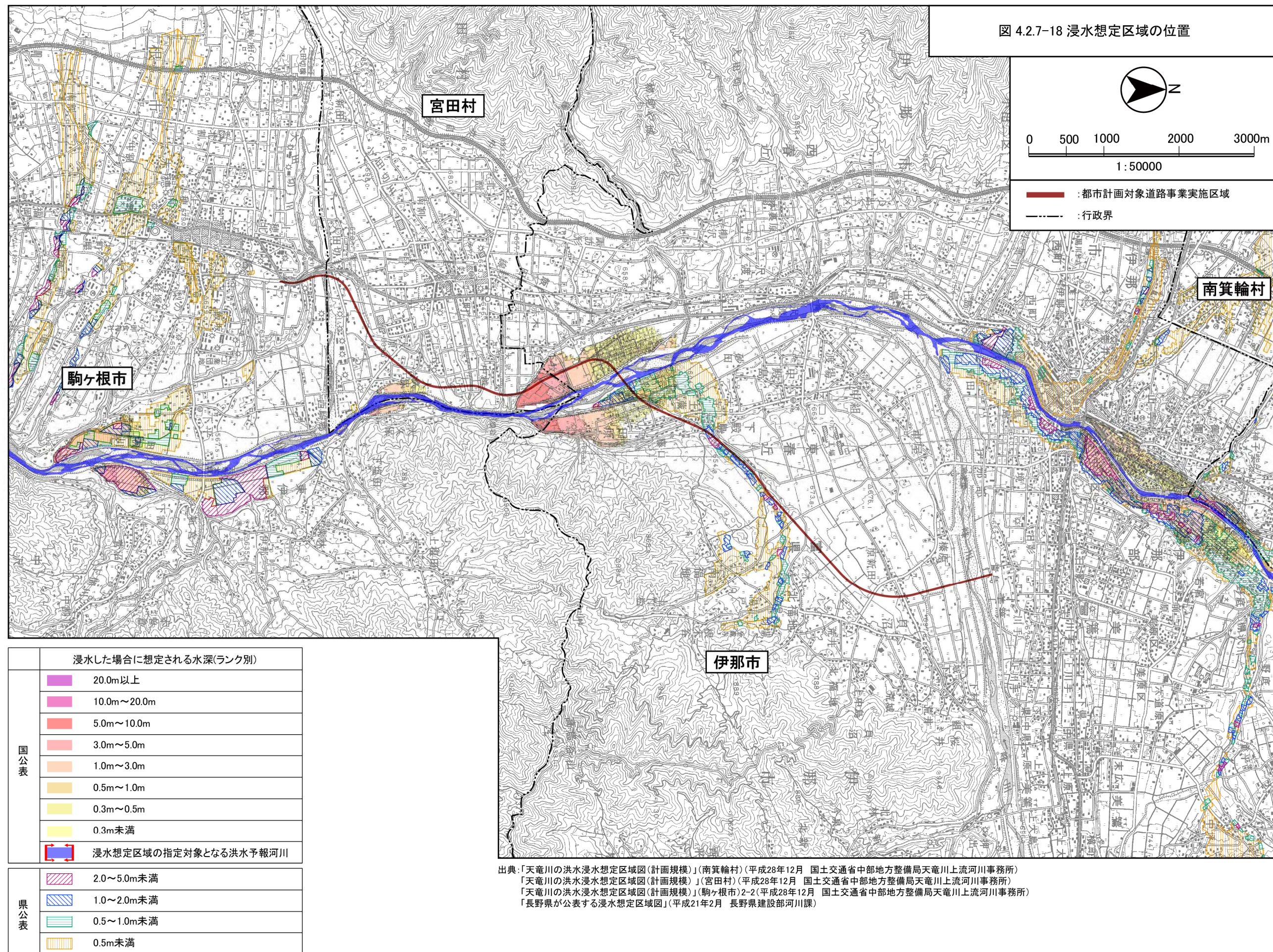
出典:「伊那建設事務所管内図(河川)」(平成27年3月 伊那建設事務所)



出典:「長野県統合型地理情報システム」(平成30年7月確認 長野県企画振興部情報政策課HP)

(5) 浸水想定区域

調査区域には、「水防法」（昭和 24 年 6 月 4 日 法律第 193 号）第十四条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）に対して、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として、浸水想定区域が公表されている。浸水想定区域を図 4.2.7-18（P4-264）に示す。



(6) 「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」により指定された水資源保全地域

調査区域には、「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」（平成 25 年 3 月 25 日 長野県条例第 11 号）第九条第一項の規定により指定された水資源保全地域はない。

37) 地域における計画・戦略・目標等

調査対象地域では、環境に関する計画や総合的な計画を策定し、大気質・騒音等の生活環境の保全、生物多様性、ふれあいの確保、多面的機能の発揮等の自然環境の保全を推進することを掲げている。国土交通省、長野県、駒ヶ根市、宮田村及び伊那市が策定したこれらの計画等を以下に示す。

(1) 国の計画・戦略・目標等

a) 天竜川水系河川整備計画（平成 21 年 7 月）

国土交通省中部地方整備局では、平成 21 年 7 月に「天竜川水系河川整備計画」を定めている。本計画は、整備目標に対して河川整備の効果を発現させるために必要な期間として概ね 30 年を整備計画対象期間とし、国土交通大臣管理区間並びに本計画の目標達成に必要な施策を講ずる必要がある指定区間及び流域として、天竜川及び三峰川を整備計画対象区域としている。河川整備計画の目標として、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は低減、河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全及び総合的な土砂の管理を示し、それぞれの整備の実施に関する対策が示されている。

(2) 長野県の計画・戦略・目標等

a) 第四次長野県環境基本計画〔2018 年度～2022 年度〕（平成 30 年 3 月）

長野県では、平成 8 年 3 月 25 日に「長野県環境基本条例」（長野県条例第 13 号）を制定し、この条例に基づき環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「長野県環境基本計画」を平成 9 年に策定している。更に、時節の環境問題に対応するため、計画の改訂を行っている。現在、計画期間を 2018 年度～2022 年度に設定した「第四次長野県環境基本計画」を平成 30 年 3 月に策定している。

本計画は、基本テーマの『共に育み 未来につなぐ 信州の豊かな自然・確かな暮らし』を目指して、水・大気環境の保全、自然環境の保全などの分野ごとに、将来像、実施施策、目標を定めている。第四次長野県環境基本計画の趣旨及び施策の範囲を表 4.2.7-43 に示す。

表 4.2.7-43 計画の趣旨及び施策の範囲(第四次長野県環境基本計画)

■環境基本計画の趣旨
SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえ、県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、SDGs の特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指す。
■施策の範囲
・ 持続可能な社会の構築に関すること。 ・ 脱炭素社会の構築に関すること。 ・ 生物多様性・自然環境の保全と利用に関すること。 ・ 水環境の保全に関すること。 ・ 大気環境等の保全に関すること。 ・ 循環型社会の形成に関すること。

b) 長野県総合 5 か年計画 2013～しあわせ信州創造プラン～（平成 25 年 4 月）

長野県では、直面する課題に向き合い、長野県の将来像をめざして確かな一歩を踏み出す県政運営の基本となる総合計画を平成 25 年 4 月に策定し、県の将来像を県民と共に一緒に創りあげるための方向性や方策を明らかにしている。

本計画は、基本目標を『確かな暮らしが営まれる美しい信州』とし、平成 25 年度～平成 29 年度の 5 年間の計画期間に目指す『未来の信州』の姿を 5 つ示している。将来像の実現に向けて、今後 5 年間の政策推進の基本方針を 3 つ定め、方針ごとに先駆的で先導的な取組を行う施策や県内の各地域がめざす方向とその方策などを示している。

調査区域が位置する上伊那地域では、地域がめざす方向を『二つのアルプスに抱かれて紡ぐ文化と産業が息づくいのちと暮らし』とし、5 つの地域プロジェクトを示している。

c) 駒ヶ根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〔駒ヶ根市、宮田村〕

(平成 24 年 3 月)

長野県では、平成 16 年 3 月に策定したマスタープランについて、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号）第六条の規定に基づく「都市計画に関する基礎調査」（平成 19 年度実施）の結果等を踏まえ、平成 24 年 3 月に「駒ヶ根都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として変更している。

本計画は、長野県が策定したマスタープランに基づくもので、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを定めている。

なお、当該都市計画区域は、区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として『区域区分は定めない』としている。駒ヶ根都市計画の内容を表 4.2.7-44 に示す。

表 4.2.7-44 計画の内容(駒ヶ根都市計画)

都市計画区域の名称		駒ヶ根都市計画区域
対象市町村		駒ヶ根市、上伊那郡宮田村
範囲		駒ヶ根市の一部、上伊那郡宮田村の一部
目標年次		都市計画の基本的な方向：平成 42 年 都市施設などの整備目標：平成 32 年(中間年：平成 27 年)
都市づくりの基本理念	上伊那圏域	「伊那谷らしさを未来へ」 ～自然・生活・産業が調和した広域連携による快適生活圏づくり～
	駒ヶ根都市計画区域の将来像	「人と自然にやさしいはつらつとした文化公園都市」
		「豊かな人文・住みよい宮田」 ～人と自然にやさしい創造の宮田～

d) 伊那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〔伊那市、南箕輪村〕

(平成 24 年 3 月)

長野県では、平成 16 年 3 月に策定したマスタープランを、「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号) 第六条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査(平成 19 年度実施)の結果等を踏まえ、平成 24 年 3 月に変更している。

本計画は、長野県が策定したマスタープランに基づくもので、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを定めている。

なお、当該都市計画区域は、区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として『区域区分は定めない』としている。伊那都市計画の内容を表 4.2.7-45 に示す。

表 4.2.7-45 計画の内容(伊那都市計画)

都市計画区域の名称		伊那都市計画区域
対象市町村		伊那市、上伊那郡南箕輪村
範囲		伊那市の一部、上伊那郡南箕輪村の一部
目標年次		都市計画の基本的な方向：平成 42 年 都市施設などの整備目標：平成 32 年(中間年：平成 27 年)
都市づくりの 基本理念	上伊那圏域	「伊那谷らしさを未来へ」 ～自然・生活・産業が調和した広域連携による快適生活圏づくり～
	伊那都市計画 区域の将来像	二つのアルプスに抱かれた自然共生都市
		人と自然が響き合う安らぎのむら

e) 生物多様性ながの県戦略(平成 24 年 2 月)

長野県では、「生物多様性基本法」第十三条に定める生物多様性地域戦略として生物多様性ながの県戦略を定め、長野県の自然的社会的特性を活かした生物多様性の保全及びその持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画を策定している。

本計画は、長野県の生物多様性のあるべき姿(40 年後のビジョン)を『人と自然が共生する信州』と定め、その実現に向けた今後 10 年間の行動規範、施策、推進体制などの行動計画や直面している課題に対応のための重点施策などを示している。

f) 天竜川水系伊那圏域河川整備計画（平成 24 年 11 月）

長野県では、「河川法」（昭和 39 年 7 月 10 日 法律第 167 号）第十六条の二に基づき、河川整備計画を策定し、計画の縦覧、公述の申出及び住民公聴会など地域住民等の意見を反映させるための手続きが示されている。また、地形や地域特性から天竜川水系の流域を諏訪圏域・伊那圏域・飯田圏域の 3 圏域に区分し、個々に河川整備計画を策定しており、対象道路事業は、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村と岡谷市、塩尻市の一部を含む 4 市 3 町 3 村で構成される『伊那圏域』が対象となる。

本計画は、計画対象期間を今後 20 年間又は概ね 30 年間とし、長野県が管理する天竜川水系に属する一級河川を対象に、河川整備計画の目標を定めている。目標を実現させるために計画的に河川整備を行う天竜川、小沢川、駒沢川では、施工場所と整備内容を具体的に記しているほか、河川の維持管理の目的・種類・施工場所や河川情報の提供などの地域や関係機関との連携等の図り方などが示されている。

(3) 駒ヶ根市の計画・戦略・目標等

a) 駒ヶ根市第3次環境基本計画〔2018年度（平成30年度）～2027年度〕（平成30年4月）

駒ヶ根市では、目指すべき4つの環境を柱にした「駒ヶ根市第1次環境基本計画」を平成9年3月に策定し、推進してきた。現計画である駒ヶ根市第3次環境基本計画は、市をとりまく時節の問題・課題に対応し、市が目指す環境の望ましい将来像を明らかにすると共に、協働して取り組んでいく『道しるべ』とするため、より実効性のある計画として、策定された「駒ヶ根市第2次環境基本計画」の取り組みを踏まえ、平成30年4月に策定された。

本計画は、基準年度を2016年度（平成28年度）に、目標年度を2018年（平成30年度）～2027年度に設定し、将来像を『自然資源を育み、活用し、豊かな暮らしを未来へつなぐまち』と定めている。将来像を実現するため、3つの基本方針とそれぞれの具体的施策を掲げ、具体的な取り組みや数値目標等を示している。

b) 駒ヶ根市第4次総合計画（平成26年4月）

駒ヶ根市では、市民と行政がともにめざすべき都市像を掲げ、その実現に必要な今後の10年間の政策を総合的かつ体系的にまとめたまちづくりの基本計画を平成26年4月に策定している。

本計画は、平成26年度～平成35年度に駒ヶ根市の目指す『将来都市像（愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市）』及びその実現のための『まちづくり目標（ともに創ろう！笑顔あふれるまち 駒ヶ根）』を基本構想として定め、基本構想を実現するための7つ施策の基本的な方針や特に重点的に取り組む5つの施策（重点プロジェクト）を基本計画で示し、それらの施策を実現するための具体的な事業等の実施計画を示している。

c) 駒ヶ根市都市計画マスタープラン（平成26年6月）

駒ヶ根市では、都市計画の基本的な方針を示した「駒ヶ根市都市計画マスタープラン」を策定している。現計画は平成13年に策定した計画を基に「駒ヶ根市第4次総合計画」に即した見直しによる改定が平成26年6月に行われており、平成45年度を目標年次として関連する諸計画の施策や見直し内容が反映されている。

本計画は、将来の都市像を『愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市 ～ともに創ろう！笑顔あふれるまち駒ヶ根～』として、農業・商業・産業の振興による地域活力の維持向上とともに、市の貴重な財産である豊かな自然環境と良好な都市環境との調和を図りながら、都市機能の集約などによる、環境負荷が少ない、都市経営コストを意識した都市の再構築に向けた方針を掲げており、土地利用の方針、都市施設の整備方針や地区別の将来構想などを示している。

(4) 宮田村の計画・戦略・目標等

a) 宮田村環境基本計画(第2次計画) (平成20年3月)

宮田村では、平成14年に「宮田村環境基本計画」(第1次計画)を策定している。その後、各種法体系の整備、地球温暖化の進行など環境を取り巻く状況変化に伴って計画の見直しを行い、「宮田村環境基本計画」(第2次計画)を平成20年3月に策定している。

本計画は、「宮田村環境保全条例」(平成13年3月16日 宮田村条例第1号)の4つの基本理念実現を目的に、むらづくりの基本目標『人と自然にやさしい創造のみやだ』を目指したもので、5つの基本目標を定めて基本目標の達成に向けたそれぞれの施策ごとに取組内容(行動方針)などを示している。

b) 宮田村第5次総合計画後期基本計画(平成28年3月)

宮田村では、昭和45年に「第1次総合開発計画」を策定し、現在平成23年3月に策定された「宮田村第5次総合計画」で総合的・計画的な行政運営を行っている。宮田村第5次総合計画後期基本計画は、平成28年3月に、昨今の村の現状と課題を的確に把握し、住民のニーズに努めて策定されている。

後期基本計画は、計画期間を平成28年度～平成32年度の5年間とし、村の将来像を『豊かな人文・住みよい宮田』に、村づくりの基本目標を『人と自然にやさしい創造のみやだ』と掲げている。将来像を実現するための8つの柱を定め、それぞれの柱ごとに主要な施策を示している。

c) 宮田村都市計画マスタープラン(平成14年)

宮田村では、「宮田村第4次総合計画」及び「国土利用計画宮田村計画」の上位計画を基本に、地域毎のまちづくりの方針を定めた宮田村都市計画マスタープランを平成14年に策定し、都市計画事業に取り組んでいる。

本計画は、平成14年度を初年度に目標年度を平成33年度と設定し、概ね20年の計画期間を見込んだ『まちづくりの長期的な方向』を示し、中心市街地や歴史的建造物などの方針を示している。

(5) 伊那市の計画・戦略・目標等

a) 伊那市環境基本計画＜中間見直し版＞（平成 27 年 4 月）

伊那市では、「伊那市環境保全条例」（平成 18 年 3 月 31 日 伊那市条例第 63 号）を具体的な施策として展開していくため、市民・事業者・学校・市が積極的に参加・協力し、率先して環境の保全を実行していくことを目的に、「伊那市環境基本計画」を平成 21 年 3 月に策定している。伊那市環境基本計画＜中間見直し版＞は、平成 20 年 6 月に社会情勢の変化等を加味して計画の見直しを行ったものである。

本計画は、目標年次を平成 31 年度に設定し、『二つのアルプスに抱かれた自然共生都市』を将来像として定めている。『みんなで環境にやさしく住みやすい伊那市を築いていこう！』をスローガンに、『自然環境や景観の保全、ごみの減量と資源化、地球温暖化対策、環境教育の推進と協働』を軸とした 4 つの基本方針に掲げ、基本方針ごとに目標や施策を示しているほか、計画を推進するための主体と役割などを示している。

b) 第 1 次伊那市総合計画【後期基本計画】（平成 26 年 3 月）

伊那市では、社会・経済情勢の変化を受け、前期基本計画で取組んできた施策の成果と課題を検証し、市の特性を活かしたまちづくりを更に推進するため、「第 1 次伊那市総合計画後期基本計画」を平成 26 年 3 月に策定している。

本計画は、平成 21 年度～平成 30 年度の基本構想期間に目指す『地域社会の将来像（二つのアルプスに抱かれた自然共生都市）』やその将来像を実現するための『基本的な 7 つ施策の大綱』などを基本構想で定めている。基本構想で定めた施策の大綱を実現するための実効性を目指した基本計画において、適切な指針や数値目標を設定して平成 26 年度～平成 30 年度に行う主要な施策の内容を示している。

c) 伊那市都市計画マスタープラン（平成 21 年 3 月）

伊那市では、「伊那市総合計画」や「伊那市土地利用計画」などの上位計画等を踏まえて、都市計画や都市整備におけるまちづくりの方針等を取りまとめた伊那市都市計画マスタープランを平成 21 年 3 月に策定し、『歴史と文化を大切にし、人と自然にやさしく環境と調和する活力に満ちた都市』を目指している。

本計画は、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすもので、目標年次を平成 30 年度に設定して、市の将来像や都市づくりの目標を明らかにし、地域ごとのまちづくりの方針などを定め、計画実現化に向けた方策を示している。

4.2.8 その他の事項

1) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業で対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物（以下「建設副産物」という。）のことを指し、建設工事に伴い副次的に得られる物品で、再生資源（建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）や廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含む。廃棄物等に係る関係法令等の概要を以下に記す。

(1) 「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 6 月 2 日 法律第 110 号)

本法は「廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用、適正な処分の確保」によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される、形成すべき循環型社会の姿を明確に提示したものである。廃棄物の処理の優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確に示している。また、循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定することを定めているほか、循環型社会の形成のための国の施策を明示している。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号)

本法は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）を行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的にしている。一般廃棄物と産業廃棄物の処理等に係る手続きや行為事項を定めているほか、廃棄物の定義、国民、事業者、国、地方公共団体の責務等を示している。建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として本法に従い適正に処理を行うことになる。

(3) 「資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)」(平成 3 年 4 月 26 日 法律第 48 号)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」

(平成 12 年 5 月 31 日 法律第 104 号)

リサイクル法は、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月 2 日 法律第 110 号）で示されている 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するための方策が規定されており、再利用促進製品や再資源化製品などの指定に係る事項等を定めている。建設リサイクル法は、特定の建設資材における再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保、廃棄物の適正な処理を図ることなどを目的に、『分別解体等の実施、再資源化等の実施』に係る事項が規定されているほか、解体工事業の登録等に係る事項などを定めている。建設副産物のうち、再生資源については、法の規則等に従ってリサイクル又は再利用を行うこととなる。原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）はリサイクル処理、そのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再利用処理となる。

(4) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」

(平成 12 年 5 月 31 日 法律第 100 号)

本法は「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 6 月 2 日 法律第 110 号)の個別法の一つで、循環型社会の形成のためには、『再生品等の供給面の取組』に加え、『需要面からの取組』が重要であるという観点から制定されている。国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進することと、持続的発展が可能な社会の構築を推進することに係る事項が規定されており、国等の各機関の取組に関することや地方公共団体、事業者及び国民の責務などを定めている。

(5) 「長野県廃棄物処理計画(第 4 期)」(平成 28 年 3 月 長野県)

長野県は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号)に基づき策定した「長野県廃棄物処理計画(第 4 期)」を公表している。本計画は、平成 28 年度からの 5 年間を計画期間とし、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及びその適正処理の確保などに係る目標、施策、取組等を定めている。

(6) 「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」(平成 20 年 条例第 16 号)

本条例は、廃棄物の適正な処理に関し、県、事業者、及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続その他必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保し、もって県民の生活環境の保全に資することを目的にしている。本条例においては、廃棄物の保管に関する県独自の基準や、排出事業者及び工事発注事業者の講ずべき措置等を定めている。

2) 廃棄物等の再利用・処理技術の計画

廃棄物等の計画のうち再利用及び処理技術に関する計画として、環境物品等の調達に関する内容、建設リサイクルの推進に関する内容及び長野県建設リサイクル推進指針の概要を以下に示す。また、建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れを図 4.2.8-1(P4-276)に示す。

(1) 環境物品等の調達

国等の各機関では、グリーン購入法第六条第一項の規定に基づき、年度毎に環境物品等の調達の推進に関する基本方針を策定し、特に重点的に調達を推進すべき環境物品等を定め、積極的に調達するとしている。「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(平成 28 年国土交通省)によると、公共工事については、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、資材、建設機械、工法及び目的を設定し、その中で環境物品等の調達を積極的に推進している。

(2) 建設リサイクルの推進

国土交通省では、所管公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材として再利用を図ってきている。

長野県では、平成 14 年に「長野県建設リサイクル推進指針」を定め、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するための方策、再生建設資材等の利用を促進するための方策、公共工事における建設リサイクルの推進や官民一体となった取組みの推進に係る具体的施策などを示している。また、平成 28 年に「長野県廃棄物処理計画（第 4 期）」を策定し、産業廃棄物についても平成 28 年から 5 年間の総排出量やリサイクル量・最終処分量の数値目標や排出抑制・再資源化の総合的な取組などを定めている。

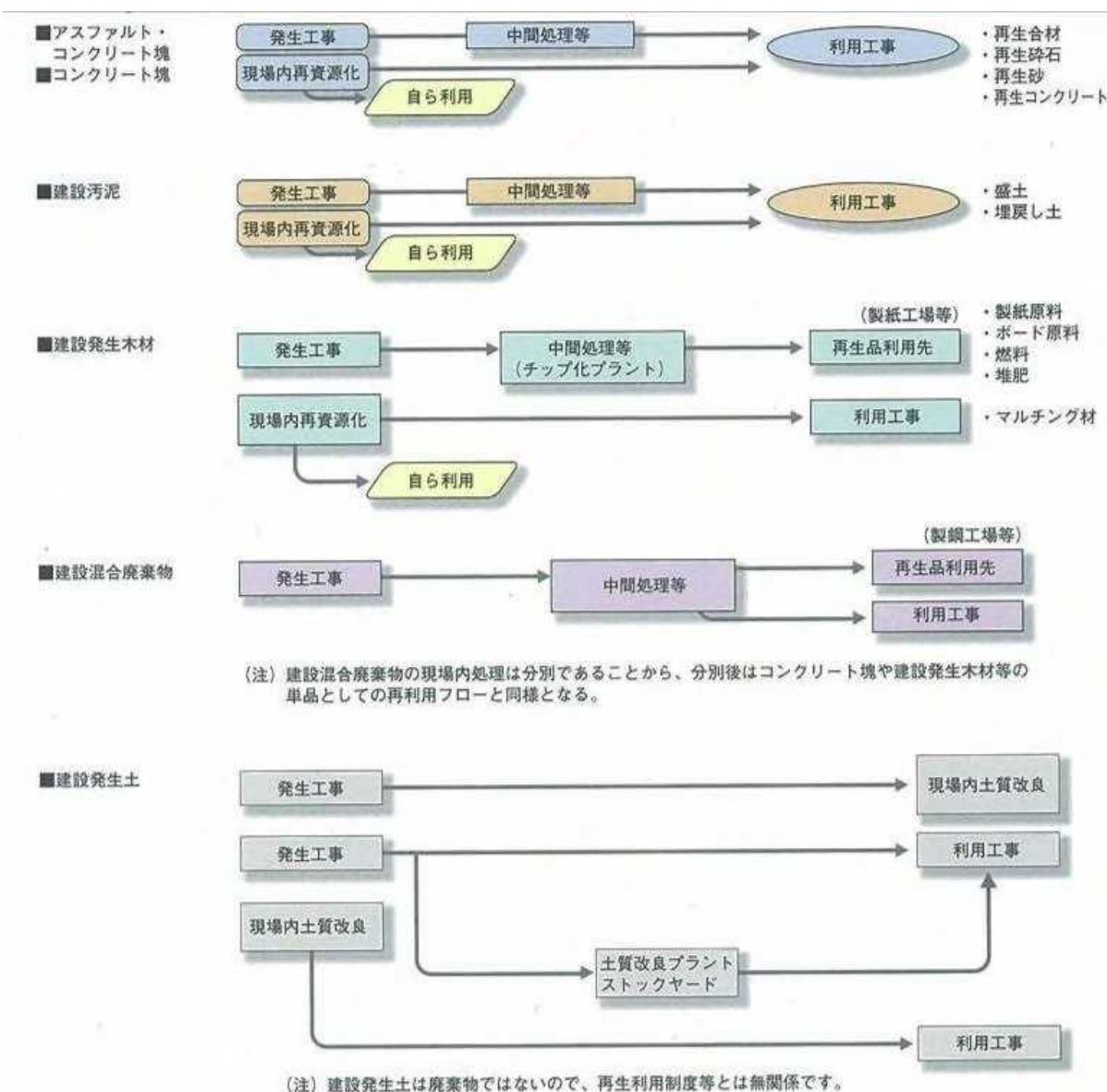


図 4.2.8-1 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ

出典：「よくわかる建設リサイクル 2014-15」（平成 26 年 11 月 建設副産物リサイクル広報推進会議）

3) 廃棄物等の再利用・処理技術の現況

平成 24 年度の長野県の建設副産物の再資源化等率は、96.3%と全国と同程度の状況であった。調査対象地域における産業廃棄物処理施設は、最終処分場はないが、中間処理施設が駒ヶ根市に 11 施設、宮田村に 5 施設、伊那市に 38 施設存在する。建設副産物の再資源化等率を表 4.2.8-1 に、産業廃棄物処理施設を表 4.2.8-2 に示す。

表 4.2.8-1 建設副産物の再資源化等率(平成 24 年度実績)

品 目	発生量 (千 t)		再資源化等率 (%)	
	長野県	全国	長野県	全国
建設副産物全体	1,367.8	74,841.9	96.3	96.0
コンクリート塊	660.8	31,748.4	99.7	99.3
アスファルト・コンクリート塊	444.1	25,883.0	99.7	99.5
建設発生木材(伐木材、除根材等含む)	123.3	5,126.9	94.4	94.4
建設汚泥	36.6	7,402.4	69.3	85.0
建設混合廃棄物	50.5	2,795.4	53.5	58.2
その他	52.5	1,885.8	89.1	91.6

注：再資源化等率は排出量ベースで縮減量を含む。

出典：「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」(平成 26 年 3 月 27 日 国土交通省総合政策局 HP)

表 4.2.8-2 産業廃棄物処理施設(平成 30 年 6 月 30 日現在)

市町村名	中間処理施設※1									最終 処分場 ※2
	破碎※3	切断	圧縮	圧縮 梱包※3	破碎・ 切断	圧縮・ 切断	溶融 固化※3	その他 (焼却、蒸 留、堆肥)	計	
駒ヶ根市	4	3	2	2	0	0	0	0	11	0
宮田村	2	0	1	1	1	0	0	0	5	0
伊那市	20	3	6	3	0	1	2	3	38	0
計	26	6	9	6	1	1	2	3	54	0

※1：中間処理施設は、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の施設数を示す。

※2：最終処分場は、産業廃棄物最終処分場の施設数を示す。

※3：移動式も含む。

出典：「産業廃棄物処理業者名簿 産業廃棄物処分業(中間処理)[南信地区]」

(平成 30 年 6 月 30 日現在 長野県環境部資源循環推進課 HP)

「特別管理産業廃棄物処分業(中間処理)」(平成 30 年 6 月 30 日現在 長野県環境部資源循環推進課 HP)

「(特別管理)産業廃棄物処分業(最終処分：安定型、管理型、遮断型)」

(平成 30 年 6 月 30 日現在 長野県環境部資源循環推進課 HP)